

◇この議事速報（未定稿）は、正規の会議録が発行されるまでの間、審議の参考に供するための未定稿版で、一般への公開用ではありません。

◇後刻速記録を調査して処置することとされた発言、理事会で協議することとされた発言等は、原発言のまま掲載しています。

◇今後、訂正、削除が行われる場合がありますので、審議の際の引用に当たっては正規の会議録と受け取られることのないようお願いいたします。

○赤羽委員長 次に、富田茂之さん。

○富田委員 公明党の富田茂之でございます。

世耕大臣は、所信表明で、地域・中小企業に関して、このように述べられておりました。

全国三千万人を超える雇用を支える中小企業、小規模事業者は日本経済の屋台骨です。この屋台骨をより強固にしていくためには三つの課題に取り組みますということで、一つ目は、後継者不足です。昨年の法人版事業承継税制の抜本拡充につき、ことしは承継時の税負担を実質ゼロにする個人版事業承継税制を創設します。また、経営者保証問題への対応やMアンドAを通じた第三者への引継ぎ支援、そしてマッチングのためのデータベースの拡充を行いますというふうに述べられました。

大変大事なところだと思いますので、この点につきまして何点か御質問をさせていただきたいというふうに思います。

実は、私、千葉県に住んでおりますので、二月

十一日付の朝日新聞千葉版とか、二月十六日付の地元紙であります千葉日報に、次のような記事が掲載されておりました。

少し紹介させていただきますが、帝国データバンク千葉支店の千葉県内の「休業業・解散」動向調査によると、二〇一八年に休業業又は解散した企業は八百二十六件に上り、倒産件数の二百五十四件の約三・三倍だった。休業業、解散した企業の代表者の年齢別では、七十代が全体の約四割となる二百八十五件で最多、八十代も一割超を占め、高齢化が年々進行している。経営者の高齢化や人手不足など、企業経営を取り巻く環境は厳しさを増すと見られ、中小企業での事業承継や引継ぎがスムーズに進まなければ、廃業などで消滅する可能性がある。この報道には本当に驚きました。

参議院の予算委員会でも、我が党の矢倉議員が同じような観点から質問させていただきましたが、そのときの安藤中小企業庁長官の答弁によれば、全国規模での調査ですと、二〇一八年の廃業は二万三千二十六者、倒産は八千六十三件で、廃業の約二・九倍、やはり三倍近くが廃業しております。また、代表者の年代構成で、六十代以上の高齢者の割合は全体の七七・七%といった高い水準に至っていることもわかりました。

一昨年から、二〇二五年には約二百四十五万で経営者の年齢が七十歳を超え、そのうち百二十七万者が後継者が未定ということがこの委員会でも何度も答弁に出てきましたけれども、本当に大変なことだなというのがこの動向調査でもはっきり数字として出てきたと思います。

日本に存在する企業約三百八十万者のうち、実に三分の一が後継者未定ということになります。後継者が決まらず廃業がふえてくると、そこで働く人たちの雇用も失われ、日本経済全体に大きなダメージとなると思います。

そこで、昨年の税制改正で、後継者への事業承継を促進するため、株式の贈与、相続に関する納税猶予制度が大幅に改善され、親から事業を承継する際の課税を全額猶予することが可能になりました。この制度改正で、実際に事業承継はどの程度促進されたんでしょうか。

○安藤政府参考人 お答えさせていただきます。

今、御指摘のとおり、少子高齢化、人口減少時代におきまして、中小企業の事業承継というのは大変大事である、このように認識をさせていただいております。

御指摘の法人の事業承継税制でございますけれども、株式に対します相続税、贈与税を実質ゼロにする、一〇〇%納税猶予を中心といたしまして、大変大幅な拡充をさせていただきました。

その結果でございますけれども、拡充前は、一年間、累計でございますけれども、二千五百件の事業承継税制の御利用をいただきました。他方、拡充をいたしました日が浅いわけでございますけれども、昨年の四月からことしの一月末までの十カ月間でございますけれども、二千件を超える申請、二千二百二十六件という数字でございますけれども、申請をいただいております。かなり大きな関心を持って御利用が進んでいるものと認識をさせていただいております。

○富田委員 これ、しつかり取り組んでいただきたい。なかなか事業承継を担当してくれる税理士さんがいないというようなお話も聞きます。税理士の先生方に聞くと、企業の顧問はやっているけれども、事業承継まで担当するとなると、やはりスパンも長いし、それに見合うお金もなかなか取りにくいというようなこともありますので、ぜひ制度を周知していただいて、いい方向に持っていただきたいと思います。

この国会には、これと同様の仕組みを個人事業主にも拡大するための法案が提出されており、きょうも参議院の方で審議予定というふうに向っておりますが、これによって、どの程度事業承継が促進するというふうに予想されているんでしょうか。

○世耕国務大臣 これ、中小企業向けにやったところ、今、中小企業庁長官が答弁したように、目の十倍ぐらいのペースアップが進んだわけであります。

御指摘のとおり、今回の、来年度の税制改正に向けて、個人事業主の集中的な事業承継を後押しするため、十年間の時限措置として、土地、建物、機械、器具備品などの承継時の贈与税、相続税の一〇〇%納税猶予制度を創設する予定になっております。これによって、三百五十八万者の中小企業のうち五割以上が個人事業主ということになりますので、この方々にも税制を御利用していただくことが可能になるわけであります。

明確にちょっと予測の数値はなかなか難しいんですけれども、いわゆる法人企業向けが十倍ぐら

いにふえたということでありますので、個人事業主に対しても非常に大きな効果が期待できるのではないかとこのように思っています。

ただ、やはり、おっしゃるように周知することが非常に重要です。特に、個人事業主の方は団体に加盟されていない方とかもいらっしやいますので、まさに税理士の先生方ともよく連携をして、しつかりこの制度を使っていたけるようにしてまいりたいというふうに思っています。

○富田委員 ぜひ積極的な取組をお願いしますと思います。

また、これも大事なんですけれども、他方、親族間の事業承継というのは実は急速に減少傾向にあるのではないかと。この十年で見ると、既に親族間の事業承継は四割を切っているというふうな調査報道もありました。

そうすると、ここをどうしていくかということ、税制優遇措置に加えて、親族外への事業承継を促進することが急務だというふうに思います。

現在、全国に四十八カ所ある事業承継支援センターが中心となって、都道府県単位で事業承継ネットワークが構築されており、この枠組みを通じて、行政、金融機関、民間支援機関、それと弁護士、税理士、中小企業診断士等の専門家が連携する仕組みが形になってきているというふうに言われております。ここは大事だと本当に思うんですね。

世耕大臣は参議院の予算委員会、事業承継支援センターのデータベースを抜本拡充して、また、アクセスしやすくするというふうにご答弁されてい

ました。ぜひここを積極的に取り組んでいただきたいというふうに思います。

ただ、やはり後継者不足企業への支援は待たなしの状態であります。支援に取り組む専門家の人材層の拡大が急務だというふうに思います。先ほどの税理士さんの話じゃありませんけれども、本当に支援していただける人がいないと個人事業主の人たちもなかなか大変だと思いますので、この点についてはどのように中小企業庁は取り組んでいくんでしょうか。

○安藤政府参考人 お答え申し上げます。

御指摘のとおり、事業承継は、まず最初に経営者のお気づきをいただく、気づきの段階から始まりまして、税務の専門家、そして金融の専門家、法務あるいは労務、こういった方々のさまざまな分野の専門的知見が求められる、いわば総力戦のような作業だというふうに認識をさせていただいております。

私ども、認定支援機関というものを御用意させていただきまして、プッシュ型の事業承継診断を進めさせていただいております。平成三十年、十一月までで既に約十万件の、気づきを促していただく十万件の診断を実施をさせていただいております。

先ほど御指摘がございました、抜本拡充をさせていただきました法人向けの事業承継税制につきましまして、特例承継計画というものをお出しいただくことになっておるわけでございますけれども、事前にこうした認定支援機関による指導助言を受けることをお願いしております。さまざまに分

野での専門家による支援のもとで事業承継を進める仕組みとなっております。今般創設をお願いしております個人版の事業承継税制についても、同様の仕組みとさせていただきます。

また、こういった専門家の皆様方、認定支援機関同士の連携を図っていただくことも大変大事でございます。現在、全国九ブロックで、認定支援機関同士の連携を深めていただくための、事業承継推進会議と呼ばせていただいておりますけれども、こういった会議を随時開催をさせていただきます。

全国的に津々浦々で、事業承継を後押しする機運、そしてそれを支えていただけてます専門家の皆様方のしつかりとした連携を全国で高めていきたい、このように思っております。

○富田委員 今ありました認定経営革新等支援機関の連携を深めるというのは本当に大事だと思うんですね。数字をいただいたんですが、現在、三万二千八百五十二の認定支援機関がある。この方たちをどう活用していくかというのは、本当に大事な問題だと思います。

特に、地方の銀行、金融機関の方たちがやはり地元のいろいろな情報を持っていきますから、この人たちを、本当に連携していく、今言われた九ブロックでの事業承継会議というのはこれから大事になっていくと思いますので、ぜひしつかり支援をしていただきたいと思います。

もう一点、ちょっとこの事業承継について、二月八日付の朝日新聞に次のような記事が掲載され

ていました。事業承継が大変だということをシリーズでやっていた記事の一環だったんですが、こんなふう書いてありました。

事業承継に関する悩みを受け、取引銀行のみずほ銀行が動いた。取引先企業がスムーズに後継者を選び、事業を拡大できれば、銀行のメリットも大きい。検討を重ねて、昨年、MBO、経営者の自社買収という手法をみずほ銀行がその企業に提案したという記事でした。

後継候補を含む会社幹部たちが出資して別会社を設立し、その別会社が創業者から全株式を買取る、こういうスキームだそうです。別会社が新たな会社のオーナーという形になり、スムーズに後継体制に移行できる。別会社への出資は幹部十人が十万円ずつで計百万と、個人負担はかなり少なく済む。

ただ、この別会社が元会社の全株式を買い取るには十億円以上の資金が必要。そうすると、これは足りない。ひとまず銀行から借りたとしても、資本金百万の会社には過大な借金になってしまう。そこでみずほが考えたのが、ファンドの活用だと。以前設立した取引先の代がわりを専門に支援する五十億円規模のファンドを活用して、ファンドが新会社に約八億出資して資本を増強して、その上で、創業者から株を買い取るための多額の融資に見合う財務基盤ができたということで、きちんとこれから手続を進めていくというような記事でした。創業者は、今後五年をかけて次の社長を育てたいというふうに話されていました。みずほ銀行は、このような方式を三月末までに

七件実行する。なお五十件超の要望があるというように記事でありました。ファンドの規模は年内に百億円まで拡大する予定だと。この手法を取り入れたい地方銀行からの問合せが相次いでいるという、ここを私はすごい注目したんですが、やはり地方の銀行も、こういったことに興味を持って、どうやって地元の中小企業の承継を手助けしていくかということに大変興味を持っていると思うんですね。

こういったいろんな方法があるんだということを、ぜひ中小企業庁の方から全国に周知していく必要があると思うんですが、その点、どうでしょうか。また、中小企業庁として、この承継方法への支援、何か新たな仕組みを考えることができるのでしょうか。その点についてお聞かせ願いたいと思います。

○安藤政府参考人 大変重要な御指摘だとお伺いをいたしました。

先ほど来出ております事業承継税制は、いわゆる相続税、贈与税の一〇〇%納税猶予ということでございます。いわゆる第三者の方により買取りでございます。全くの別人ではなく、今御指摘がございましたように、役員の方あるいは従業員の方が別会社をつくって買取りを行う、こういったお話がこれからふえてくると思っております。その際、やはりその多額の資金が必要だということ大きなハードルがございます。

私どもで、事業承継ガイドラインという、実務家の皆様そして事業承継をお考えの皆様方に御参考にしていただけますようさまざまな実務的な

内容を紹介をさせていただいているもの、あるいは、より身近な形で御理解をいただくためのマニュアルというものを整備をさせていただいておりまして、その中で、今御指摘のようなケースを十分しつかりと周知をさせていただいているところでございますが、より御理解を得やすいような形で、御理解を賜るような形で広報をさせていただきたい、このように思っております。

また、今御指摘がございました、会社を買取り資金の借入れを行う場合でございますけれども、その会社が経営承継円滑化法上の認定を受けていただければ、いわゆる信用保証協会によります保証の特例、別枠化でございます、これを受けることが可能でございます。

また、事業承継ファンドを通じて大規模法人から一定割合を超える出資を受ける、こういった場合に、その中小企業の方は、中小企業投資促進税制といったようなものもろの中小企業税制が、いわばみなし大企業ということで利用できなくなるという、こういった問題がございました。

このため、今御審議をお願いしております三十一年度税制改正におきましては、ここに中小企業整備機構が関与いたしました、これが出資をした事業承継ファンドから出資を受けられる中小企業の方にしましては、引き続き、中小企業税制、一般的な中小企業税制を御利用しやすくなるような措置をお願いをしているところでございます。

いずれにいたしましても、御指摘のような事業承継ファンドの活用を最大限進めさせていただき

たいと思っております。

○富田委員 ぜひ積極的にやっていたきたいというふうに思います。

この記事に載っていた創業者の方は、外部にMアンドAで売ってしまったえば自分は利益を得られるけれども、一緒に企業を育ててきた仲間にやはり承継してもらいたい。そういった場合に、大臣も参議院で言われていたのですが、個人保証の問題がどうしても出てきてしまうので、今のようなささまざまな仕組みを活用して、ぜひ事業承継がスムーズにいくように、経産省を挙げて支援をしていたいただきたいというふうに思います。

残り、ちよつともう時間がありませんので、最後に、再エネ海域利用法に基づく公募による事業者選定について、何点かお尋ねしたいというふうに思います。

経産省の洋上風力促進ワーキンググループと国交省の洋上風力促進小委員会が、合同会議をずっと続けております。私もそのたびに資料をいただいているんですが、今後の事業者選定の流れはどんなふうになっていくんでしょうか。

○松山政府参考人 お答え申し上げます。

昨年の臨時国会で成立しました再エネ海域利用法につきましては、ことしの四月一日の施行を目指しまして、現在、政省令の整備及び関連の手續の準備を進めているところでございます。

法律の仕組みと申し上げますと、まず政府の基本方針を定めた上で、その促進の対象となります促進区域の指定を行い、その上で事業者の公募を行い、事業選定をするという仕組みになってござ

います。

今委員から御指摘ございました、この具体的な手續を定めるために、現在、国交省と経産省の合同審議会を開いて進めてございます。

まず、区域の指定でございますけれども、さまざまな情報をお持ちの都道府県及び事業者の皆様方から今情報及び意見の提供をお願いしているところでございます。そういったものをもとにしまして候補となる有望区域というのを選定し、その上で協議会の開催や国による詳細調査の実施、さらには関係行政機関の長への協議、調整、そして都道府県への意見聴取などの手續を経て指定をすることとさせていただきます。

また、事業者の選定はその上でということになるわけでございますけれども、各促進区域、指定された場合、その地域についての公募占用指針の策定を行った上で公募を実施し、占用計画の審査、評価を行って決定していく、こういう手續を今のところ検討してございます。

○富田委員 この合同会議に一般社団法人日本風力発電協会からの要望が出ていたと思うんですが、私も昨年視察してきたヨーロッパの例を見ても、政府が中期的な公募に関するスケジュール及び規模を策定する際に、事前に公表することで成功をおさめていました。

オランダでは、二〇一五年から五年間、毎年七百メガワット、隣接する二つのサイトそれぞれ三百五十メガワットの洋上風力プロジェクトを入札する方針を立てて、そのとおりに入札が実行されて、二〇二三年には三千五百メガワット全てが完成す

る予定だというふうに聞いてきました。

この三百五十メガワットを一つのブロックとして、年間で七百メガワットのプロジェクトを入札にかける。プロジェクトの規模をそろえることで事業の参入希望者は準備スケジュールが立てやすくなる、間隔をあけてプロジェクトを実施することで先行するプロジェクトの経験を後続プロジェクトで活用できるというような利点もあるというふうに伺いました。

我が国においても、促進区域の指定と公募を実施することを機会に、中期の公募計画を定める事前に公表することで、事業者の予見性を高めるべきだ、協会の方からもこういう要望が出ていましたけれども、私もこれはやっていったらいいんじゃないかなと思うんですが、この点はいかがでしょうか。

○松山政府参考人 お答え申し上げます。

昨年七月に改定いたしました第五次のエネルギー基本計画におきましても、再生可能エネルギーの主力電源化を目指すということを定めているところでございます。

その中では、コスト低減と大量導入が期待されます洋上風力というものは大変重要なものと我々も認識してございます。

その際、委員御指摘のとおり、事業者の予見可能性を高め、同時に、これにつながる産業の振興及びこれを通じたコストダウンということを図っていく観点からも、再エネ海域利用法を基盤といたしまして、計画的、継続的に導入を進めていくことが重要だというふうに考えてございます。

その際、エネルギーミックスの再エネの比率ですとか、風力についての導入の目標、さらには、この再エネ洋上風力の、この法律のKPIの五区域といったものはそれぞれございますけれども、これはキャップではございませんで、国民負担の問題、さらには系統制約の問題、地元の御理解、さまざまなどころがうまく乗り越えていけるのであれば、これを越えて最大限の導入を進めていきたい、このように考えてございます。

一方で、具体的な水準の検討に当たりましては、今申し上げましたさまざまな課題、状況、取組についてのまずは情報の収集が極めて重要だと考えておりますので、国による調査の結果も活用しながら、計画的な洋上風力発電の促進のあり方については検討していきたいと考えてございます。

○富田委員 ありがとうございます。終わります。